

会津若松市農業委員会農地改良行為届に係る事務処理要領

(令和6年8月29日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、農地改良行為の届出に係る農業委員会の事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「農地改良行為」とは、農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として農地の所有者又は耕作者（以下「所有者等」という。）自らが施工する、盛土、切り土、掘削、その他農地の形質変更を伴う行為をいう。

(農地改良行為の遵守事項等)

第3条 所有者等は、農地改良行為を施工する場合には、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 面積は、1,000平方メートル以下とすること。
 - (2) 盛土の高さは、周囲の低い道路面より1メートル以下の高さまでとすること。ただし、傾斜地等の位置によって高低差がある場合は、造成レベルから隣接地の最低部までの高低差が2メートル（山間地においては3メートル）以下とすること。
 - (3) 施工期間は、3ヵ月以内とすること。
 - (4) 盛土の土質は、耕作に適した良質土のみ使用すること。
 - (5) 施工内容が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、碎石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）等の他の法令の対象とするものでないこと。
- 2 前項第1号から第3号に規定する数値のいずれかを超えるものについては、農業委員会と事前協議を行うものとする。
- 3 盛土を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物又は同条第4項に定める産業廃棄物を使用してはならない。
- 4 面積が1,000平方メートルを超える、又は施工期間が3か月を超える農地改良行為については、農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による一時転用の許可を要するものとする。ただし、当該行為により、生産性の向上等効率的な経営が見込まれる場合は、この限りではない。

(届出)

第4条 農地改良行為を施工しようとする所有者等（以下「届出人」という。）は、事業実施の1ヵ月前までに、農地改良行為届（別紙様式1）（以下「届出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農業委員会へ提出するものとする。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 公図の写し（隣接地を含む）

- (3) 案内（位置）図
 - (4) 営農計画書（必要に応じて）
 - (5) 計画図面（計画平面図及び計画断面図）
 - (6) 工程表
 - (7) 誓約書
 - (8) 隣接地所有者の同意書（必要に応じて）
 - (9) 現況写真（着工前）
 - (10) 他法令等の手続きを要する場合、関係機関へ提出した申請書の写し又は当該許可等を証する書面の写し
 - (11) その他必要な書類
- 2 農業委員会は、届出人から届出書が提出された場合は、届出内容等が適正であることを審査し、受理又は不受理を決定する。
 - 3 農業委員会は、前項の受理にあたっては、必要な条件を付することができる。
 - 4 農業委員会は、届出書を受理した時は、受付印を押印した届出書の写しを交付するものとする。
- （改良農地の境界・標示）
- 第5条 届出人は、農地改良行為を施工する農地について境界を明示して、完了期日まで農地改良である旨を標示（別紙様式2）するものとする。
- （届出人の責務）
- 第6条 届出人は、農地改良行為の施工に関し、隣接農地の所有者（耕作者を含む）の意見を尊重し、その理解と協力を得られるように努めるとともに、隣接農地に被害を及ぼさないように対策を講じなければならない。
- （農地改良行為に係る指導）
- 第7条 農業委員会は、農地改良行為について、必要に応じて現地調査を行い、施工が完了するまで監視・指導をするものとする。
- （施工完了の報告）
- 第8条 届出人は、施工完了後10日以内に、農地改良行為完了報告書（別紙様式3）を、農業委員会へ提出するものとする。
- （工事完了後における利用状況の確認）
- 第9条 農業委員会は、施工完了後における利用状況を確認するため、施工完了の翌年、現地調査を実施するものとする。
- （違反行為に対する指導）
- 第10条 農業委員会は、届出人が届出内容と異なる農地改良行為を行っていることを認めた場合は、速やかに届出人等から事情を聴取し、是正指導を行うものとする。
- （補則）
- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。